

## 野々市市封筒有料広告掲載取扱要領

令和3年1月4日施行

(趣旨)

第1条 この要領は、野々市市有料広告掲載取扱要綱（平成19年野々市町告示第54号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、野々市市が作成し使用する封筒（以下「封筒」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(封筒の種類等)

第2条 広告を掲載する封筒の種類、数量、広告の規格、掲載位置及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の募集)

第3条 市長は、広告枠を新規に設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときは、次の各号に掲げる方法により、広告を募集することができる。

(1) 市広報への掲載

(2) 市のホームページへの掲載

(広告掲載の申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、野々市市封筒有料広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、市長に申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出を受けたときは、当該申込みの内容を野々市市広告審査委員会において審査し、広告掲載の可否を決定したときは、野々市市封筒有料広告掲載可否決定通知書（別記様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申込み数が広告の掲載枠数を超えたときは、抽選により広告を掲載する者を決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第6条 前条の規定により広告の掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する方法により、市長の指定する期日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。

(広告掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、当該広告が掲載された封筒の納入日から当該封筒の在庫がなくなるまでの期間とし、掲載期間中は原則として掲載中の広告を取下げできないものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、要綱第8条の規定により広告の掲載を取り消したときは、野々市市封筒有料広告掲載取消通知書（別記様式第3号）により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第9条 既に納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により広告が掲載できなくなった場合は、この限りでない。

(事務)

第10条 封筒に掲載する広告に関する事務は、総務課が掌理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年1月4日から施行する。

別表（第2条関係）

封筒の種類	数量	広告の規格	掲載位置	広告掲載料
角形2号	12,000枚	1枠当たり縦6cm、横9cm	封筒の裏面とし、封筒1枚当たり8箇所配置する。	1枠当たり36,000円
長形3号	40,000枚	1枠当たり縦6cm、横9cm	封筒の裏面とし、封筒1枚当たり3箇所配置する。	1枠当たり120,000円

別記様式第1号（第4条関係）

野々市市封筒有料広告掲載申込書

年 月 日

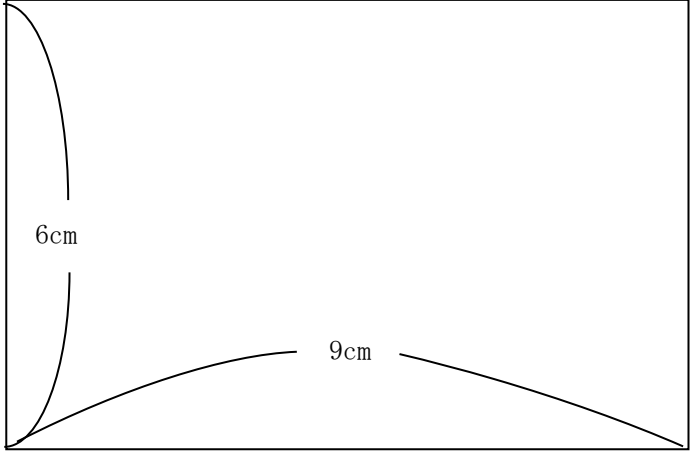
野々市市長 宛

申込者 所在地  
名 称  
代表者氏名  
電話番号  
担当者氏名

印

野々市市封筒有料広告掲載取扱要領第4条の規定により、関係資料を添えて次のとおり申し込みます。

なお、広告掲載に当たっては、野々市市の広告掲載関連規定を遵守します。

広告を希望する封筒	<input type="checkbox"/> 角形2号（12,000枚） <input type="checkbox"/> 長形3号（40,000枚）
広告原稿	
備考	<ol style="list-style-type: none"><li>1 申込者の事業概要等がわかる資料（会社概要、パンフレット等）を添付してください。</li><li>2 広告の掲載枠は、各封筒1枠までとし、掲載位置を指定することはできません。</li></ol>

別記様式第2号（第5条関係）

文書番号  
年 月 日

様

野々市市長

野々市市封筒有料広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった野々市市封筒有料広告掲載について、次のとおり決定したので、野々市市封筒有料広告掲載取扱要領第5条の規定により通知します。

- 1 決定区分  掲載する  
 掲載しない  
理由：

2 広告掲載料 円

3 納入期限 年 月 日までに、野々市市指定の金融機関へ納付すること。

別記様式第3号（第8条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

野々市市長

野々市市封筒有料広告掲載取消通知書

年 月 日付け文書番号で決定した野々市市封筒有料広告掲載について、次のとおり広告の掲載を取り消したので、野々市市封筒有料広告掲載取扱要領第8条の規定により通知します。

1 掲載を取り消す広告

2 取消理由  広告物未提出

広告掲載料未納

その他

( )